

日消装発第R03-41号
令和3年(2021年)10月22日

関係各位

一般社団法人 日本消火装置工業会
第二部会長 吉川昭光

PFOA等が使用されている泡消火薬剤の取扱いについて(第二報)

平成31年(2019年)4月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の締約国会議」において、「ペルフルオロオクタン酸(以下、「PFOA」という)又はその塩およびPFOA関連物質」(左記の「」を本資料では「PFOA等」という)が原則として製造・使用等を禁止する物質(附属書A:廃絶)に追加されました。

これを受けて、日本国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化審法」という)において、「PFOA又はその塩」が令和3年(2021年)10月22日より第一種特定化学物質として規制が開始されました。

また、PFOA等を含む製品の廃棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という)に基づく処理が必要ですが、詳細については環境省が策定する技術的留意事項(以下、「PFOS等ガイドライン」という)にて示される見込みです。

法令解釈や具体的な運用等について当工業会から関係省庁へ確認中のものもありますが、現時点で判明している内容について、下記の通りお伝えいたします。今後、情報が判明次第、随時速やかに公表いたします。

—記—

1. 化審法関係

(1) 化審法改正状況について

- ①令和3年(2021年)4月21日に化審法施行令の一部を改正する政令(以下、化審法改正政令)が公布(同年10月22日に施行)され、「PFOA又はその塩」が第一種特定化学物質に指定されました。これにより、「PFOA又はその塩」は、製造、輸入が事実上禁止となりました。また、「PFOA又はその塩」が使用されている泡消火薬剤は、技術基準に基づき取り扱う製品(化審法第28条第2項)および表示義務が必要な製品(第29条第1項)に指定されました。

- ②技術基準および表示に関する基準が、令和3年（2021年）9月21日に公布（同年10月22日に施行）されました（発出済みのPFOS含有薬剤に対する基準は変更ありません）。
- ③「PFOA 関連物質」の第一種特定化学物質への指定、および「PFOA 関連物質」が使用されている泡消火薬剤の規制は、令和4年（2022年）春以降の公布、令和4年（2022年）秋以降の施行予定です。

(2) 化審法における泡消火薬剤の規制について

- ①化審法により規制対象となる製品は、「PFOA 又はその塩」を意図的に使用している下表の泡消火薬剤が該当します。

表 化審法の規制対象となる泡消火薬剤一覧（当工業会調査分）

No.	型式番号	商品名	製造者名
1	泡第1～2号	フロロフィルムフォーム 6%	日新理化産業(株)
2	泡第1～3号	フロロフィルムフォーム 3%	日新理化産業(株)
3	泡第10～4号	フロロフィルムフォーム 3% 超耐寒型	日新理化産業(株)
4	泡第14～4号	ハツタニューフォーム AF3	(株)初田製作所
5	泡第15～5号	ハツタニューフォーム AF3-20	(株)初田製作所
6	泡第14～3号	ラピタック II	(株)モリタ

- ②泡消火薬剤には、原料の一部に有機フッ素化合物を使用し、原料である有機フッ素化合物に PFOA 又はその塩が副生物として含有（不純物として非意図的に含有）しているものがあります。しかし、別紙に示す BAT 報告を行って受理された有機フッ素化合物は、第一種特定化学物質規制対象としては取り扱われず化審法の規制対象とはならないため、引き続き泡消火薬剤の原料として使用することが可能です。

- ③化審法改正政令の施行日（令和3年（2021年）10月22日）以前に製造された泡消火薬剤のうち、「PFOA 又はその塩」を副生物として含有（不純物として非意図的に含有）する泡消火薬剤は、製造された時期に関わらず、技術基準に基づき取り扱う製品および表示義務が必要な製品には該当しません。

ただし、BAT 報告を行って受理されたものとは異なる管理基準で化審法改正政令の施行前に製造された有機フッ素化合物を原料として使用した泡消火薬剤には、BAT 報告を行って受理されたものと比べて PFOA とその塩が多少多く含まれる可能性があります。そのため、不用意に環境中への放出を行わないよう、取り扱いに留意することが推奨されます。

- ④有機フッ素化合物を使用していない泡消火薬剤（一部のたん白泡消火薬剤や合成界面活性剤泡消火薬剤が該当）は製造時期を問わず化審法の規制対象とはなりません。

(3) 既に設置済みの泡消火薬剤の保有・火災時の使用について

既に設置済みの泡消火薬剤で化審法の規制対象となったものは技術上の基準に従った取り扱いが必要となりますが、引き続き、保有・火災時の使用は可能です。

(4) その他

PFOA 関連物質の関係法令における規制内容については、「PFOA とその塩」と同様の扱いになる可能性が想定されますが、現在関係省庁において協議中です。規制内容によっては規制対象となる泡消火薬剤や規制事項が増える可能性がございます。確認でき次第、速やかに情報発信いたします。

2. 廃掃法関係

(1) PFOA が使用されている泡消火薬剤を廃棄する際の留意点について

化審法の規制対象となる上述の表中の泡消火薬剤は、環境省が策定する技術的留意事項に基づいた処理が求められます。現時点では PFOA に関する技術的留意事項が示されていませんので、処理方法が提示されるまでの取扱いについては、「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（平成 23 年 3 月）」に基づいて、PFOS 含有泡消火薬剤または泡水溶液を処理できることが確認されている処理施設に処理を委託して下さい。

また、化審法の規制対象とはならない製品でも、副生物として「PFOA 又はその塩」を含むものは何らかの廃棄処理方法が技術的留意事項として示される可能性があります。

(2) 泡消火薬剤を廃棄する際のお願い

①泡消火薬剤を廃棄する場合は産業廃棄物として適切に処理してください。点検や訓練で使用した場合も、産業廃棄物として回収・処理するようにしてください。

②PFOS を含む泡消火薬剤を廃棄する場合は、「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って適切に処理してください。

③PFOA を含む泡消火薬剤のガイドラインはまだ示されていませんが、PFOA に限らず有機フッ素系化合物は将来、環境等への影響が懸念される可能性があります。したがって、技術的留意事項が示されているか否かには関わらず、有機フッ素化合物を原料として使用している泡消火薬剤は焼却処理を推奨*します。

※活性汚泥処理では有機フッ素化合物を有効に分解できない可能性があります。

以上

別紙 BAT 報告について

水成膜泡消火薬剤、たん白泡消火薬剤（一部製品を除く）、合成界面活性剤泡消火薬剤（一部製品を除く）等の泡消火薬剤では、原料の一つである有機フッ素化合物に、副生物として微量ながら PFOA 又はその塩が含まれることが判明しています（以下、「副生 PFOA」という）。これは目的とする有機フッ素化合物の製造上、避けることのできない不純物として意図せずに発生するものです。

化審法では、副生 PFOA について工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減（以下「BAT」という）しており、関係省庁に報告し受理された場合、副生 PFOA を第一種特定化学物質として取り扱わないとする運用（以下、「BAT 報告」という）があります。

BAT (Best Available Technology/ Techniques) について

不純物として第一種特定化学物質を含む化学物質の取扱いについて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環境企発第 1808319 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知）」で規定されています。上記通知（3-4 項）では、「不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質として取り扱わないものとする。」とされています。

以上